

# 教育訓練協定書

\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

## 記

1. 教育訓練の実施主体

2. 教育訓練の実施施設

3. 教育訓練の内容

4. 教育訓練の期間

教育訓練は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、これらの日を含め、 日間実施する。

5. 教育訓練の指導員（講師）

6. 教育訓練の対象者等

(1) 対象となる部門等

(2) 教育訓練実施日の受講人数は概ね 人とする。

(3) その他の事項

7. 賃金の支払い基準

教育訓練受講日に、次の基準により算定した額の賃金を支払うものとする。

(1) 1日当たりの額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金 月額÷

ロ. 日ごとに支払う賃金 その額

ハ. 時間ごとに支払う賃金 時間額×

(2) 対象となる賃金

(3) 支給率

(4) その他の事項

8. 雑則

この協定は平成 年 月 日に発効し、平成 年 月 日に失効する。

平成 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

事業主名 \_\_\_\_\_ (印)

労働組合名 \_\_\_\_\_

労働者代表名 \_\_\_\_\_ (印)